厚生労働大臣に報告しなければならない。

この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書（新医療法人へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書）に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

3・4　（略）

5　新医療法人に移行した認定医療法人は、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について法第五十四条の九第三項の認可（以下単に「認可」という。）を受けた日から六年間、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　認可を受けた日から五年間、認可の日から起算して一年を経過するごとの日までの期間　各一年を経過する日の翌日から起算して三月を経過する日

二　認可を受けた日から起算して五年を経過する日から六年を経過する日までの期間　当該認可を受けた日から起算して五年十月を経過する日

附則様式第七の次に次の様式を加える。

附則様式第8（附則第60条第1項、第2項及び第5項関係）

運営の状況報告書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

法人所在地
法　人　名
代表者の氏名　印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり、運営の状況を報告します。

記

1　実施状況報告の種別　（　）医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
（　）同条第2項に基づく報告
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）
（　）同条第5項に基づく報告

の場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

3・4　（略）

（新設）

2　医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について医療法第54条の9第3項の認可を受けた日　年　月　日

3　法人の運営に関して、前回の報告時（初めての報告の場合には認定時）から変更のあった事項

・

添付書類

・直近の三会計年度（医療法第53条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

・医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の医療法施行規則第十五条の三の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間、同条中「及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる」とあるのは「を有する」とする。

3　第二号施行日前認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定医療法人をいう。次項において同じ。）については、この省令による改正後の医療法施行規則第五十七条から第六十条までの規定は適用せず、この省令による改正前の医療法施行規則第五十七条から第六十条までの規定は、なおその効力を有する。

4　第二号施行日前認定医療法人であって、医療法等の一部を改正する法律附則第八条第二項に規定する特例認定を受けようとするものについては、前項の規定は適用しない。

○農林水産省令第五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第九十九号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十七日　農林水産大臣　齋藤　健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬）	（毒薬及び劇薬）
第百六十三条　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十五及び第十二号の二十六に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四及び第十二号の二十六に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。